

Ⅲ 用語の定義

1 職業紹介関係-----	107
2 雇用保険関係-----	109

Ⅲ 用 語 の 定 義

1 職業紹介関係

① 一 般

常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。

② 常 用 (労働)

雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4カ月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く。)をいう。

③ 臨時・季節 (労働)

臨時とは、雇用契約において1カ月以上4カ月未満の雇用契約期間が定められている仕事(労働)をいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間(4カ月未満、4カ月以上の別を問わない。)を定めて就労(労働)するものをいう。

④ 新規学卒者

卒業年の6月末日までに、公共職業安定所及び学校(職業安定法第27条及び第33条の2第1項第1号の規定による学校)において取り扱ったものをいう。

⑤ 日 雇

労働の窓口で取り扱われる日々雇用の仕事及び1カ月未満の雇用期間が定められているものをいう。

⑥ 前月から繰越された有効求職者数

前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。

⑦ 新規求職申込件数

期間中に新たに受付けた求職申込みの件数をいう。

⑧ 月間有効求職者数

「前月から繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。

⑨ 紹介件数

求職者と求人の結合を図るため紹介した件数(他安定所からの連絡求人分への紹介を含む。)をいう。

⑩ 就職件数

自安定所の有効求職者が自安定所の紹介により就職したことを確認した件数(他安定所からの連絡求人分を含む。)をいう。

- ⑪ 他県への就職件数
都道府県地域を超える広域職業紹介による就職件数をいう。
- ⑫ 前月から繰越された有効求人数
前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。
- ⑬ 新規求人数
期間中に新たに受付けた求人数（採用予定人員）をいう。
- ⑭ 月間有効求人数
「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- ⑮ 他県への発求人延数
期間中に他都道府県へ連絡した求人の延数をいう。
- ⑯ 充足数
自安定所の有効求人が、安定所（求人連絡先の安定所を含む。）の紹介により求職者と結合した件数をいう。
- ⑰ 他県からの充足数
都道府県地域を超える広域職業紹介による充足数で、他県の求人連絡先安定所からの通報により就職を確認したもの。又は自安定所の有効求人到他県で居住する自安定所の求職者を充足させたものをいう。
- ⑱ 雇用保険受給者の就職件数
基本手当に係る受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。
- ⑲ 求人倍率
求職者に対する求人数の割合をいい、「新規求人数」を「新規求職申込件数」で除して得たもの「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たものの2種類がある。
- ⑳ 就職率
求職者に対する就職件数の割合をいう、「就職件数」を「新規求職申込件数」で除して得たものを用いる場合と、「月間有効求職者数」で除したものを用いる場合がある。
- ㉑ 充足率
求人数に対する充足された求人の割合をいい、就職率の場合と同様「充足数」を「新規求人数」及び「月間有効求人数」で除したものがある。
- ㉒ 新規求人延数
日雇に係る新規求人の延数（採用予定人員×採用予定日数）をいう。

⑳ 就労実人員

期間中に日雇労働に就労した日雇求職者の実人員（個々人の頭数）をいう。

㉑ 就労延数

期間中に日雇労働に就労した日雇求職者の延人員をいう。

㉒ 常用的パートタイム

雇用期間の定めがないか、又は4カ月以上の雇用期間によって就労する者で、毎日就労する者については1日の労働時間が一般従業員より短く、特定日又は特定期間就労する者については1日の労働時間の長短を問わず1カ月の労働時間が一般従業員より短い者をいう。

㉓ 臨時的パートタイム

1カ月以上4カ月未満の雇用期間が定められているか、又は季節的に一定の期間を定めて就労する者で、毎日就労する者については1日の労働時間が一般従業員より短く、特定日又は特定期間就労する者については1日の労働時間の長短を問わず1カ月の労働時間が一般従業員より短い者をいう。

㉔ 日雇的パートタイム

日々雇用されるか、又は1カ月未満の雇用期間を定めて就労する者で、日々就労する者については1日の労働時間が一般従業員より短く、特定日又は特定期間就労する者については1日の労働時間の長短を問わず1週の労働時間が一般従業員より短い者をいう。

2 雇用保険関係

① 離職票交付枚数

安定所が離職による被保険者資格の喪失の確認を行い、離職者に交付した離職票の枚数をいう。

② 受給資格決定件数

受付けた離職票を審査して、安定所が求職者給付を受ける資格があると決定した件数をいう。

③ 初回受給者数

同一求職者給付の受給期間内における当該求職者給付の第1回目の給付を受けた者の数をいう。

④ 受給者実人員

基本手当を実際に受けた受給資格者の実数をいう。

公共職業安定所一覽

令和6年4月1日現在

